○飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月21日条例第30号

**改正**

平成28年６月21日条例第29号

飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

**第１条**　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第９条第２項に基づく個人番号の利用及び法第19条第９号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　個人番号　法第２条第５項に規定する個人番号をいう。

（２）　特定個人情報　法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

（３）　個人番号利用事務実施者　法第２条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

（４）　情報提供ネットワークシステム　法第２条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（町の責務）

**第３条**　町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

**第４条**　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第３項の規定により法別表第２の第４欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第２欄に掲げる事務とする。

２　別表第２の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3　町の執行機関は、法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第４欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4　第２項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

**第５条**　法第19条第９号の規定による特定個人情報の提供は、別表第３の第１欄に掲げる機関が、同表の第３欄に掲げる機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2　前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

**第６条**　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附　則**

この条例は、法附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（平成28年１月１日）から施行する。

**附　則**（平成28年６月21日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

**別表第１**（第４条関係）

| 執行機関 | 事務 |
|---|---|
| 1　町長 | 飯綱町福祉医療費給付金支給条例（平成17年飯綱町条例第56号）による福祉医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2　町長 | 飯綱町介護保険条例（平成17年飯綱町条例第71号）による介護保険料の賦 |

| | |
|---|---|
| | 課及び減免に関する事務であって規則で定めるもの |
| 3　町長 | 飯綱町高齢者軽度生活援助サービス事業実施要綱（平成17年飯綱町告示第15号）による高齢者軽度生活援助サービス利用料負担額の決定に関する事務 |
| 4　町長 | 飯綱町地域生活支援事業実施規則（平成27年飯綱町規則第10号）による地域生活支援事業に関する事務 |
| 5　教育委員会 | 飯綱町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年飯綱町条例第３号）による保育料又は利用者負担額等の減免に関する事務であって規則で定めるもの |
| 6　教育委員会 | 飯綱町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成19年飯綱町教育委員会告示第１号）による幼稚園就園奨励費の支給に関する事務 |
| 7　教育委員会 | 飯綱町無認可幼稚園保護者負担軽減補助金交付要綱（平成20年飯綱町教育委員会告示第２号）による無認可幼稚園に在園する幼児の保護者に対する補助金の支給に関する事務 |
| 8　教育委員会 | 飯綱町就学援助費及び就学奨励費給付要綱（平成22年飯綱町教育委員会告示第２号）による就学援助に関する事務 |

**別表第２**（第４条関係）

| 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|---|---|---|
| 1　町長 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による助産施設における助産の実施に関する事務であって規則で定めるもの | （１）　生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの<br>（２）　地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）で |

| | | |
|---|---|---|
| | | あって規則で定めるもの<br>（３） 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの<br>（４） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの<br>（５） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの<br>（６） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| ２　町長 | 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの | （１） 生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（２） 地方税関係情報であって規則で定めるもの<br>（３） 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの<br>（４） 特別児童扶養手当関係情報であっ |

| | | |
|---|---|---|
| | | て規則で定めるもの<br>（５）　住民票関係情報であって規則で定めるもの<br>（６）　児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第２条第１項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの<br>（７）　中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| ３　町長 | 児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| ４　町長 | 予防接種法（昭和23年法律第68号）による実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| ５　町長 | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| ６　町長 | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの | （１）　生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（２）　中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| ７　町長 | 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等 | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|---|---|---|
| | の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | |
| 8　町長 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | （１）　生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（２）　児童手当関係情報であって規則で定めるもの<br>（３）　中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 9　町長 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | （１）　生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（２）　特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの<br>（３）　住民票関係情報であって規則で定めるもの<br>（４）　児童手当関係情報であって規則で定めるもの<br>（５）　中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 10　町長 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | （１）　生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（２）　児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの<br>（３）　児童手当関係情報であって規則で定めるもの<br>（４）　中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 11　町長 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの | （１）　生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（２）　児童扶養手当関係情報であって規 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 則で定めるもの<br>（３） 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの<br>（４） 住民票関係情報であって規則で定めるもの<br>（５） 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 12 町長 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | （１） 生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（２） 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 13 町長 | 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | （１） 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの<br>（２） 生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（３） 地方税関係情報であって規則で定めるもの<br>（４） 住民票関係情報であって規則で定 |

| | | |
|---|---|---|
| | | めるもの<br>（５）　中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 14　町長 | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 児童手当関係情報であって規則で定めるもの |
| 15　町長 | 飯綱町福祉医療費給付金支給条例による乳幼児等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | （１）　医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの<br>（２）　生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（３）　地方税関係情報であって規則で定めるもの<br>（４）　住民票関係情報であって規則で定めるもの<br>（５）　中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの<br>（６）　飯綱町福祉医療費給付金支給条例によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 16　町長 | 飯綱町福祉医療費給付金支給条例によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | （１）　医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの<br>（２）　生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（３）　地方税関係情報であって規則で定めるもの |

| | | |
|---|---|---|
| | | （４）　児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの<br>（５）　住民票関係情報であって規則で定めるもの<br>（６）　中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの<br>（７）　飯綱町福祉医療費給付金支給条例による乳幼児等の医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 17　町長 | 飯綱町福祉医療費給付金支給条例による重度心身障害者の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | （１）　医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの<br>（２）　身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの<br>（３）　生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（４）　地方税関係情報であって規則で定めるもの<br>（５）　住民票関係情報であって規則で定めるもの<br>（６）　中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 18　町長 | 飯綱町福祉医療費給付金支給条例による障害福祉給付金の支給に関する事務であって規則で定 | （１）　障害者関係情報であって規則で定めるもの<br>（２）　地方税関係情報であって規則で定 |

| | | |
|---|---|---|
| | めるもの | めるもの<br>（３） 住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 19 町長 | 飯綱町介護保険条例による介護保険料の賦課及び減免に関する事務であって規則で定めるもの | （１） 生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（２） 地方税関係情報であって規則で定めるもの<br>（３） 住民票関係情報であって規則で定めるもの |

**別表第３**（第５条関係）

| 機関 | 事務 | 機関 | 特定個人情報 |
|---|---|---|---|
| １ 町長 | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |
| ２ 教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの | 町長 | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| ３ 教育委員会 | 飯綱町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例による保育料又は利用者負担額等の減免に関する事務であって規則で定めるもの | 町長 | （１） 生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（２） 地方税関係情報であって規則で定めるもの<br>（３） 住民票関係情報であって規則で定めるもの<br>（４） 中国残留邦人等支援給付等 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 関係情報であって規則で定めるもの |
| 4　教育委員会 | 飯綱町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による幼稚園就園奨励費の支給に関する事務 | 町長 | （１）　生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（２）　地方税関係情報であって規則で定めるもの<br>（３）　住民票関係情報であって規則で定めるもの<br>（４）　中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 5　教育委員会 | 飯綱町無認可幼稚園保護者負担軽減補助金交付要綱による無認可幼稚園に在園する幼児の保護者に対する補助金の支給に関する事務 | 町長 | （１）　生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（２）　地方税関係情報であって規則で定めるもの<br>（３）　住民票関係情報であって規則で定めるもの<br>（４）　中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| 6　教育委員会 | 飯綱町就学援助費及び就学奨励費給付要綱による就学援助に関する事務 | 町長 | （１）　生活保護関係情報であって規則で定めるもの<br>（２）　地方税関係情報であって規則で定めるもの<br>（３）　住民票関係情報であって規則で定めるもの<br>（４）　中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの |